

多目的広場（少年サッカー場）利用案内

同広場は、中学生以下の方の球技（ただし野球・ゴルフを除く）に無料利用できます。

（施設の概要）

多目的広場：60m×40m 1面

（利用可能日）

年末年始（12月29日～1月3日）及び都が定めた日以外の日

※イベントや園内行事の為、使用できない場合がございます。予めご了承ください。

（利用方法）

- I. まず団体登録をしていただきます。11人以上で構成されたチームごとに、団体名・責任者名とその連絡先、構成員名簿等記載の「団体登録申請書」をサービスセンターに提出して下さい。
- II. 利用申し込みは、利用月2か月前の1日午前10時よりサービスセンターにおいて登録団体出席の上で抽選会を行い、決定といたします。
- III. ご利用の時間帯は、【3月～10月利用分】が、①9時～ ②11時～ ③13時～ ④15時～ の各2時間枠、【11月～2月利用分】が、①9時～ ②10時30分～ の各1.5時間枠、③12時～ ④14時～ の各2時間枠となります。
- IV. 利用スケジュールは、多目的広場（少年サッカー場）入口の掲示板に掲示されております。利用予定時間から30分を経過しても使用されていない場合は一般開放となります。
- V. 団体からの利用申し込み予約が入っていない時間は、原則として一般開放となりますが、次の行為は一般公園地と同様、禁止となります

- ①火気の使用、騒音を発する行為、ビラ配りほか広告宣伝活動等、園内での活動が禁止あるいは制限されている行為。
- ②野球、ゴルフ等他者に危険をおよぼす恐れのある球技。
- ③ドッグラン、ドッグプレイスとしての利用。
- ④その他 公園サービスセンターが管理運営上支障あると認めた行為。

※上記、利用方法の内容につきましては、震災等の災害、荒天、交通事情等の不可抗力により予告なく変更する場合があります。ご了承ください。